

あなたも登録しませんか！

# 「登録調査員」を募集しています。



氷川町では、国が実施する統計調査に従事する統計調査員の選任を希望する人（登録調査員）を募集しています。（随時募集中です）

各方面に利用されるわけですが、個々の統計調査員の熱意と活躍によって、統計全体の正確性が向上することになるのです。

## 【統計調査員の報酬】

統計調査員には、調査活動に従事した対価として、報酬が支払われます。  
 ①報酬は、通常、統計調査員手当てと言われています。手当の額は、統計調査ごとに、調査活動にかかる日数や調査対象などを考慮して定められています。  
 ②報酬は、調査完了後に支払われます。また、報酬は所得税の課税対象であるため、源泉徴収されることがあります。

## 登録調査員の登録方法

### 1. 統計調査員希望者の登録ができる人

- ①心身ともに健全な方。
- ②原則として、氷川町内に在住の満20歳～70歳程度までの方。
- ③統計調査員としての能力を有し、熱意と責任を持って統計調査に従事できる方。
- ④税務・警察事務に従事していない方、報道関係者でない方、興信所等に勤務でない方、選挙運動に直接関わっていない方など。

### 2. 統計調査員希望者登録申込書の提出

①統計調査員の登録を希望するときは、統計調査員制度等に関する説明を受け、「統計調査員希望者登録申込書」を氷川町総務振興課へ提出してください。

※持参いただく物：本人証明書類（運転免許証、保険証など）、印鑑。

②申込書等の審査・登録後に、統計調査員希望者登録通知書を送付します。

## 小売物価統計調査



「統計調査員」の仕事は、どんなことをするの？  
**【統計調査員の重要性】**

統計調査員の業務は、統計調査の前線で調査活動する、とても大事な仕事です。  
 一人ひとりの統計調査員が集めた調査票の集計が「統計」として公表され、

統計調査ごとに多少の違いがあるかもしれませんが、おおまかには次のとおりです。  
 ①事務打ち合せ会（説明会）への出席、調査内容の理解  
 ②担当調査区の範囲と調査対象の確認  
 ③記入依頼・調査票の配布（記入の方の説明）  
 ④記入された調査票の回収  
 ⑤集めた調査票の審査・整理  
 ⑥調査票など調査関係書類の提出

## 【調査対象に関する秘密の保護】

統計法では、調査対象から報告された内容や、その他調査活動を通じて知り得た秘密は保護されなければならぬことが定められており（第41条）、秘密を漏らした場合には処罰されます（第57条第1項第2号）。

## 3. 統計調査員希望者の登録にあたっての注意

- ①登録後、できるだけ早い機会（時間があるとき）で結構です。に「登録調査員基礎研修」及び「登録調査員定期研修」を受講してください。
- ②統計調査については、直方に国・熊本県に統計調査員候補者として推薦

できない場合があるほか、推薦にあたって、やむを得ず希望と異なる調査地域をお願いする場合があります。

### 【お問い合わせ先】

宮原振興局 総務振興課  
 まちづくり推進室 ☎62-16000

## 調査員調査の実施時期一覧

実施機関名	統計調査名	周期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総務省 統計局	国勢調査	5年	◎				
	経済センサス活動調査	5年		◎			
	住宅・土地統計調査	5年				◎	
	就業構造基本調査	5年			◎		
	全国消費実態調査	5年					◎
	全国物価統計調査	5年			◎	◎	
	社会生活基本調査	5年		◎			
	労働力調査	毎月	◎	◎	◎	◎	◎
	小売物価統計調査	毎月	◎	◎	◎	◎	◎
	家計調査	毎月	◎	◎	◎	◎	◎
厚生労働省	毎月勤労統計調査	毎月	◎	◎	◎	◎	◎
	農林業センサス	5年					◎
農林水産省	漁業センサス	5年				◎	
	工業統計調査	毎年	◎		◎	◎	◎
経済産業省	商業動態統計調査	毎月	◎	◎	◎	◎	◎
	生産動態統計調査	毎月	◎	◎	◎	◎	◎

（注）調査員調査とは、統計調査員が調査票を調査対象へ配布し、回収する統計調査のことです。

## 環境保全型農業直接支払対策が始まります

平成23年度から、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する「環境保全型農業直接支払対策」が始まります。

レベルに応じて「有機」や「特別栽培」などと区分され、国としても様々な法律や制度を設けて推進しています。

○支援単価 8,000円/10a  
 （国4,000円、地方4,000円）

申請や取組確認の方法等、詳細については今後国より示される予定です。ご不明な点がございましたら左記までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】  
 氷川町役場 農業振興課  
 ☎52-15854

## 支援の対象となる取組

- ① 化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減した上で、下記の取り組みのいずれかを行う
  - カバークロープ作付け（主作物の栽培期間の前後いずれかに緑肥等を作付する取組）  
 例）水稲（5割低減）の前後いずれかにレンゲを作付けする等
  - リビングマルチ・草生栽培の実施（主作物の畝間や園地に麦類や牧草類を作付する取組）  
 例）露地野菜（5割低減）の畝間にリビングマルチとして牧草を作付する等  
 梨（5割低減）の園地に下草としてライ麦を作付する等
  - 冬期湛水管理（冬期間の水田に水を張る取組）  
 例）水稲（5割低減）の前後いずれかに冬期湛水管理を行う等
- ② 有機農業の取組
  - 農産物の生産過程等において化学肥料・農薬を使用しない  
 遺伝子組み換え技術を利用しない

①、②のいずれも「エコファーマー（注1）の認定」を受けていることが条件です。

（注1）エコファーマー：環境保全型農業のスタートとして位置づけられ、堆肥等による土づくりを基本とした化学肥料・農薬の使用量を慣行より低減する技術の導入計画を県知事に認定された農業者の愛称です。